

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合公印規則

昭和 57 年 12 月 11 日  
規 則 第 1 号

改正	平成 8 年 9 月 30 日	規則第 4 号		平成 19 年 4 月 1 日	規則第 9 号
	平成 11 年 3 月 31 日	規則第 1 号		平成 22 年 4 月 1 日	規則第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、別に定めるもののほか、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の公印の規格、保管及び使用等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規則で公印とは、公文書に使用する庁印及び職印をいう。

(名称、書体等)

**第 3 条** 公印の名称、様式、寸法、書体、使用範囲、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管守責任)

**第 4 条** 別表に掲げる公印の管守者（以下「管守者」という。）は、公印を慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正使用等がないように責任をもって保管しなければならない。

2 管守者は、公印管守補助者（以下「管守補助者」という。）を指定して、管守者の職務を補助させることができる。

3 管守者は、公印を使用する場所に公印使用簿を備え、公印の使用状況を常に把握しなければならない。

(台帳)

**第 5 条** 公印を登録し、これを整理するため、総務課に公印台帳（様式第 1 号）を備える。

(調整、改刻、廃棄)

**第 6 条** 公印の調整、改刻又は廃棄は、管守者があらかじめ総務課長と協議の上管理者の決裁を経て行う。

2 管守者は、公印の調整、改刻又は廃棄を行ったときは、速やかに総務課長に報告しなければならない。

(公印の押印手続)

**第 7 条** 公印を使用しようとする者は、押印を必要とする文書に決裁済の原議書を添えて、管守者に又は管守補助者（以下「看守者等」という。）に提示して、当該看守者等の承認を得、公印使用簿に必要な事項を記入した後に押印しなければならない。

2 管守者等は、前項の承認をしようとするときは、当該文書を確認・照合し、その適正なことを確認した後でなければ、押印を承認してはならない。

3 管守者等は、第 1 項の規定による承認をしたときは、その旨を原議書に表示しておかなければならない。

(刷込)

**第 8 条** 公印は、特に必要があるときは、これを刷込むことができる。

- 2 前項の規定により公印を刷り込もうとするときは、総務課長に合議するものとする。
- 3 第1項の規定により公印を刷り込もうとするときは、当該刷込の改ざんその他不正使用がないよう厳重に管理しなければならない。

(公印の事故の報告)

**第9条** 管守者は、公印の盗難、紛失、不正使用等の事故があったときは、直ちに総務課長を経て管理者に報告しなければならない。

(調査)

**第10条** 総務課長は、公印の保管及び使用状況等について随時調査することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に使用中の公印については、この規則によって定められたものとみなす。

**附 則** (平成8年9月30日規則第4号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

**附 則** (平成11年3月31日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年4月1日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年4月1日規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 一般公印

名 称	様式	寸法 mm	書体	使 用 範 囲	管 守 者	個 数
事務組合印	1	方 21	古印体	事務組合名をもってする文書	総務課長	1
管 理 者 印	2	方 26	古印体	管理者名をもってする文書		1
管 理 者 職 務 代 理 者 印	3	方 21	古印体	管理者職務代理者名をもって する文書		1
会計管理者	4	方 21	古印体	会計管理者名をもってする文書		1
会 計 管 理 者 職 務 代 理 者 印	5	方 21	古印体	会計管理者職務代理者名を もってする文書		1
事 務 局 長 印	6	方 21	古印体	事務局長名をもってする文書		1
課 長 印	7	方 21	古印体	課長名をもってする文書		1
清 掃 セ ン タ ー 所 長 印	8	方 21	古印体	所長名をもってする文書	清掃センタ ー所長	1

## 専用公印

名 称	様式	寸法 mm	書体	使 用 範 囲	管 守 者	個 数
表彰用管理者印	1	方 27	古印体	表彰用	総務課長	1

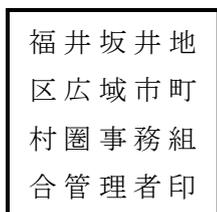
一般公印

(1)



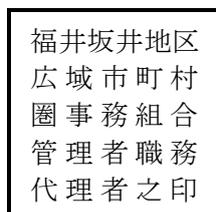
方 21mm

(2)



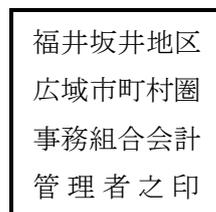
方 26mm

(3)



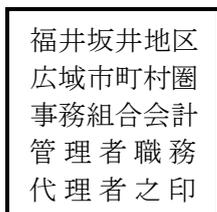
方 21mm

(4)



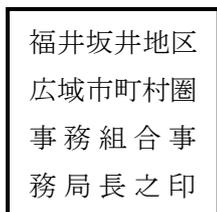
方 21mm

(5)



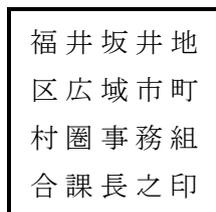
方 21mm

(6)



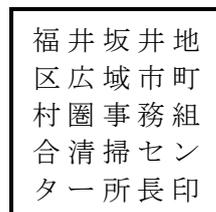
方 21mm

(7)



方 21mm

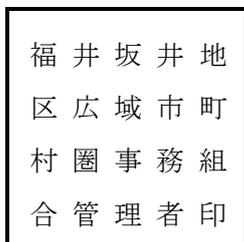
(8)



方 21mm

専用公印

(1)



方 27mm

様式第 1 号 (第 5 条関係)

公 印 台 帳

名 称			
管 守 箇 所		管 守 責 任 者	
使 用 範 囲			
書 体		寸 法	たて よこ mm mm
使 用 開 始	年 月 日		
廃 止	年 月 日		
印 影		印 材	
		色	
備 考			

